

都市計画目黒駅前地区地区計画を次のように決定する。

名 称		目黒駅前地区地区計画
位 置		品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各地内
面 積		約2.3ha
地区計画の目標		<p>当地区は目黒駅に近接する立地であり、鉄道やバス等の交通結節点機能を有する交通利便性の高い地区である。しかしながら、目黒駅周辺には駅及び周辺施設利用者の為の溜まりの空間やゆとりの空間が不足している。</p> <p>当地区では、市街地再開発事業を推進し、都市計画道路の拡幅整備や敷地周辺の区道拡幅整備といった都市基盤整備に加え、目黒駅周辺に不足するオープンスペースを確保し、駅利用者及び地域住民が集い、憩う広場空間を整備する。</p> <p>また、商業・業務機能の強化により駅前の賑わいを形成するとともに、良質な住宅供給を行い、利便性と良好な居住・就業環境を兼ね備えた空間を構築し、魅力ある地域生活拠点の形成を図る。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> 目黒駅に隣接する街区として低未利用地の有効活用を図り、高度利用地区の活用により土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。 目黒通りに面するA地区には商業・業務・居住機能を配置し、低層部には広場と一体となった商業や生活支援機能を誘導して魅力ある地域生活拠点の形成を目指す。 住宅地に接するB地区には居住機能を配置し、広場の整備と合わせて緑豊かな住宅市街地の形成を図る。 建築物の不燃化・耐震化を促進し、市街地の防災性の向上を図る。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 目黒駅に隣接する地区としてゆとりある歩行者空間を確保するとともに、駅前にオープンスペースを整備し、地域の賑わい空間を確保する。 目黒通りへと接続する都市計画道路補助159号の拡幅整備や区画道路の拡幅整備に合わせ、歩道状空地等において連続的な緑化を行い、快適な歩行者空間を整備する。 緑豊かな広場空間を整備し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、周辺住宅地との離隔を確保する。 広場を中心に敷地内を散策・通行可能な歩行者動線を確保し、周辺住民の利便性の向上や駅周辺の歩行者ネットワークの強化を図る。 緑地や広場の整備により地区内の良好な居住・就業環境を形成するとともに、近隣住宅地の居住環境にも配慮する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 建築物及び地区施設の連携によりバリアフリーに配慮した歩行者動線を確保する。 A地区の建築物低層部では、沿道のみならず、広場空間に面して商業施設等を誘導し、駅前の賑わい創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 街区周辺の歩行者空間の拡充を図るため、壁面の位置の制限を定める。 地域生活拠点の位置づけや近隣住宅地に配慮した街並み景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 敷地及び建築物の屋上等の緑化に努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路1号	3.3～3.7m(6m)	約150m	拡幅()内は地区外を含めた幅員
			区画道路2号	2～3.5m(6m)	約45m	拡幅()内は地区外を含めた幅員
		その他の公共空地	歩道状空地1号	4m	約320m	新設
			歩道状空地2号	4m	約90m	新設
			名称	面積		備考
			広場1号	約1,000㎡		新設
			広場2号	約2,000㎡		新設
			広場3号	約1,000㎡		新設
	緑地1号	約270㎡		新設		
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区		B地区	
		面積	約1.6ha		約0.7ha	
	建築物等の用途の制限	<p>1. 建築物の1階部分については、店舗、飲食店、診療所、事務所その他これらに類する用途以外の用途に供する建築物は建築してはならない。ただし住宅および事務所に付帯する玄関等共用部分はこの限りではない。</p> <p>2. 次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の各号の一に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>ロ 勝馬投票券発売所、場外車券売場</p>			<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 公衆浴場</p> <p>2. ホテル、旅館</p> <p>3. 工場</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面又はこれに代わる柱は、計画図に示す道路境界もしくは敷地境界から定める壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物等はこの限りではない。</p> <p>1. 歩行者の快適性・安全性を高めるために設ける上屋、庇及びこれを支える柱、手すり並びにその他これらに類するもの</p> <p>2. 道路と接続する駐車場の出入口、その他これに類するもの</p> <p>3. 隣地境界に面する部分における塀、柵、生垣、その他これに類するもの</p>				
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。</p> <p>2. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な都市景観の形成に十分に配慮したものとする。</p>					

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」は知事同意事項
理由：品川区の地域生活拠点として複合市街地の形成を目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 目黒駅前地区地区計画

計画図1

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。（承認番号）21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号

この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共許第047号-11）

東京都市計画地区計画
目黒駅前地区地区計画

計画図 2

〔品川区決定〕

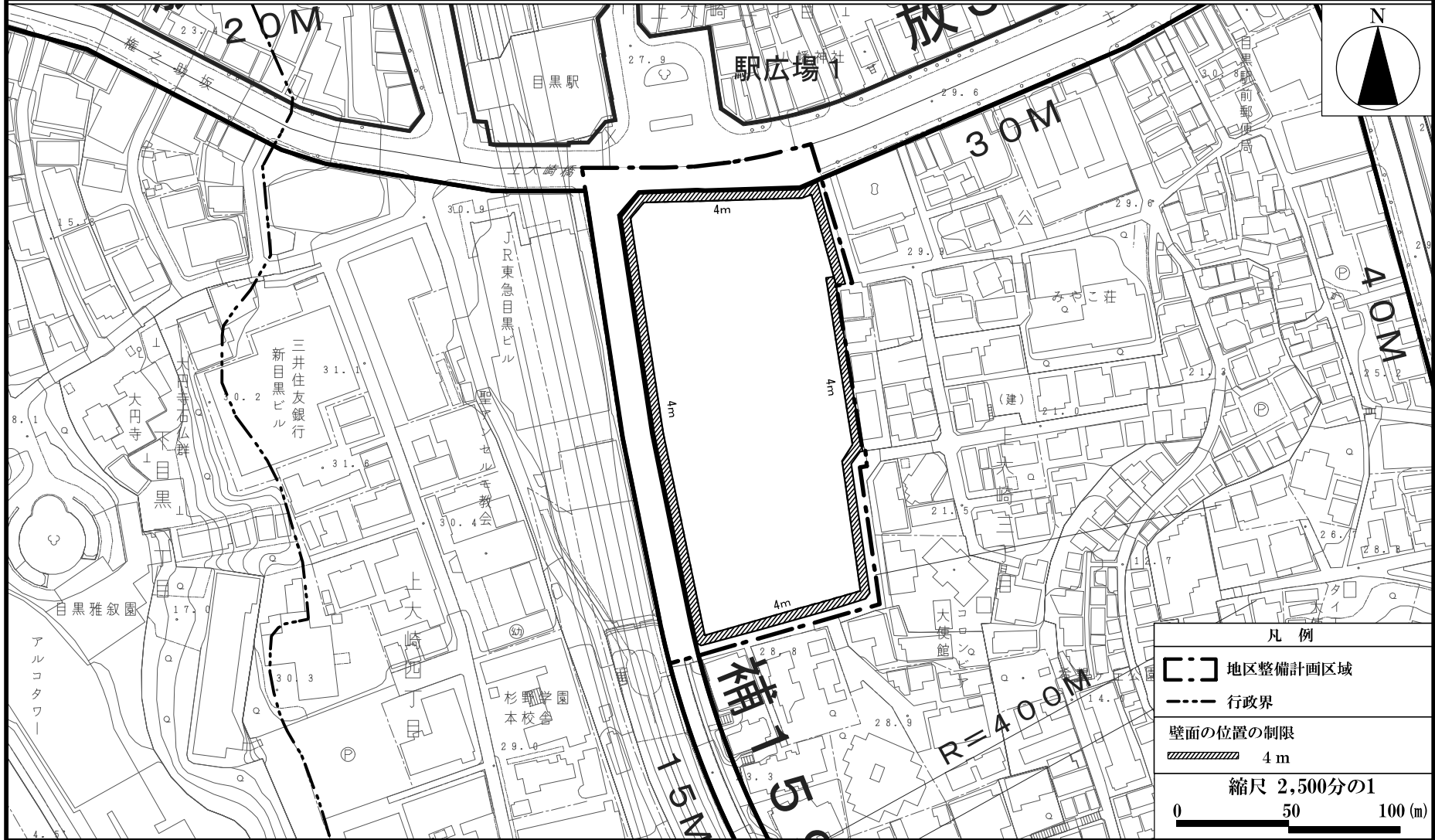


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
 無断複製を禁ず。 （承認番号）21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号
 この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共許第047号-11）

東京都市計画地区計画
目黒駅前地区地区計画

計画図 3

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
無断複製を禁ず。（承認番号）21都市基街測第171号、平成22年3月19日 21都市基交第544号
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。（承認番号：17東デ共計第047号-11）